

計画停電、医療機器の確認を 福祉施設への対応通知（厚労省）

厚生労働省は6月22日、計画停電が実施された際の社会福祉施設への対応に関する通知を発出した。発出先は、北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力から電力が供給される道府県や政令指定都市など。

通知は、自家発電機がある福祉施設に対して、装置の点検や燃料の確保などの準備を進めることを要請。また、停電時の医療機器の取り扱い方法を確認し、停電解消時にも速やかに復旧できるよう求めた。

特に人工呼吸器など医療機器の使用者への対応については、主治医や医療機器業者と連携し、バッテリーや動作の確認などをするよう指摘。十分対応できない場合に備え、計画停電の緩和対象となっている医療機関への移送手段などについても検討を求め

た。

このほか、停電時には水道やガスが止まる恐れがあるため、契約する水道局やガス会社などに確認し、貯水や代替燃料の確保などをするよう要請した。

計画停電をめぐって厚労省は6月13日、施設のなかには、自家発電では対応できず生命に影響が出るケースがあることなどを経済産業省に訴えた。これに対し経産省は、施設への緩和措置を認めるよう電力会社への要請は行わないことや、電源車の派遣などに関する相談窓口を設置するよう指導していることなどを回答。緩和措置の対象となるのは、医療機関のなかでも救急医療機関や周産期母子医療センター、災害拠点病院に限る方針という。

（福祉新聞・2582号 2012年7月9日）